

經濟論叢

第157卷 第1号

尾崎芳治教授記念號

献 辞	菊池光造	
資本循環と資本類型	渡辺尚	1
イギリス土地貴族デヴォンシャ公爵の アイルランド所領経営	本多三郎	29
J. F. ジェルム「19世紀フランスにおける 雇用と労働力」の検討	清水克洋	60
『資本論』における一般的・ 歴史的範疇について	梅垣邦胤	80
ドイツ大土地所有史小論	加藤房雄	96
ナチ経済とアメリカ大企業	西牟田祐二	119
現代アメリカの農地所有構造	中野一新	143

尾崎芳治 教授 略歴・著作目録

平成8年1月

京 都 大 学 経 済 学 会

イギリス土地貴族デヴォンシア公爵の アイルランド所領経営

本 多 三 郎

はじめに

アイルランド南部ウォーターフォード県西部を流れるブラックウォーター河畔に、リスモア城が鬱蒼と周囲を威圧するように立っている。12世紀末に建てられたリスモア城は今もなおイギリスのデヴォンシア公爵 The Duke of Devonshire（キャヴェンディッシュ家）が所有していて、代理人が管理している。かつて、同公爵家はこのウォーターフォード県とその西隣のコーク県に地方税評価額3万数千ポンドの土地6万エーカー強を所有していた。同家は本拠イングランドのダービシャーを中心にした総計14万エーカーにのぼる土地のほかに、アイルランドにも広大な所領を有していたのである¹⁾。リスモア城はこのアイルランド所領の管理拠点であった。

本稿はこのデヴォンシア公爵家のアイルランド所領を取り上げる。周知のように、同公爵家はウィッグ土地貴族の代表的存在であり、しかもイギリスによるアイルランド支配と深く関わってきた。また同公爵家はアイルランド最大の不在地主の一人であり、その土地所有はイギリスによるアイルランド土地支配の歴史を色濃く映しだしている²⁾。

同公爵家はまた近年におけるイギリス土地所有研究においてたびたび取り上

1) Bateman, J., *The Great Landowners of Great Britain and Ireland*, 4th ed., 1883, repr. ed., 1970.

2) キャヴェンディッシュ家、同家とアイルランドの関係については、拙稿「イギリス土地貴族のアイルランド所領—デヴォンシア公爵領のばあい」（経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』思文閣，1996年所収）参照。

げられている。イギリスの貴族的大土地所有制の20世紀初頭に至るまでの生命力の強さの秘密を解く典型事例として、あるいはまた、大英帝国に陰りがさしかけてきた19世紀末より第一次大戦前後にかけて見られる、イギリス大土地所有制の歴史的終焉過程を示す事例の一つとして取り上げられてきている³⁾。本稿はこのデヴォンシャ公爵家のアイルランド所領を取り上げ、イギリス大土地所有制を歴史的に支えてきたアイルランド地主制度の頂点部分に分析のメスを入れることを課題とする。

かつてマルクスは、アイルランド地主制度を「イギリス土地寡頭制の堡壘」として位置づけた。大英帝国の政治的軍事的機構に独自の決定的地位を占めているイギリス土地寡頭制。アイルランドから「富の大きな源泉」だけでなく、「最大の精神的力」=アイルランド支配を代表する力を獲得するイギリス土地貴族。広汎な小規模零細農民を支配するアイルランドの大土地所有でもあるイギリスの近代的大土地所有（資本・土地所有・賃労働の三分割制）。この大土地所有制支配下のアイルランドを、安価な食糧・資本・労働力の供給源として自らの再生産の必須の一環に組み込んだ「世界の工場」イギリス産業資本と、アイルランド人労働者との確執により分裂しているイギリス労働者階級。こうした全機構的連関把握による、「イギリス土地寡頭制の堡壘」としてのアイルランド地主制度の位置づけである⁴⁾。

3) こうした近年のイギリス土地所有研究状況については、阿知羅隆雄「19世紀イギリス大土地所有貴族と抵当債務」『北見工業大学研究報告』第23巻第2号、1992年を見られたい。日本における研究としては、同「19世紀前半期イギリスのファーンイスにおける土地寡頭制と鉄鉱山業」京都大学『経済論叢』第136巻第2号、1985年に続く連続論文3篇。同「19世紀中葉期イギリスにおける大土地所有貴族の企業活動と家産管理—ファーンイスにおける Devonshire 公爵の場合」『北見工業大学研究報告』第22巻第1号、1990年、「バックス・ブリタニカの崩壊と大土地所有貴族の後退」同上、第24巻第1号、1992年、浜田正行「『土地貴族』の『株式・債券保有貴族』への転身過程」(桑原莞爾他編『イギリス資本主義と帝国主義世界』九州大学出版会、1990年所収)、同「イギリスにおける大土地所有制の崩壊と自作農制の形成」(同編『20世紀的世界の形成』南窓社、1994年所収)、その他がある。

4) マルクスのアイルランド論については、拙稿「19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法」京都大学『経済論叢』第112巻第1号、1973年、同「民族問題の経済学」(高基彦監修『講座現代経済学 第1巻経済学入門』青木書店、1978年所収)を参照。なおマルクス自身の所論については、「総評議会からラテン系スイス連合評議会へ」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、ノ

デヴォンシア公爵キャヴェンディッシュ家はこのイギリス土地寡頭制の中樞に長きにわたり位置してきた。一事例にすぎないとはいえ、デヴォンシア公爵家アイランド所領の分析は、イギリス土地貴族にとってアイランド所領がもつ意義、かれらの力の源泉を探り出す第一歩となるであろう。

近年またアイランド土地問題研究にあっても、デヴォンシア公爵家がよく取り上げられる。19世紀アイランド土地問題は神話であった⁵⁾、との極論も飛び出す研究状況のなかで、公爵家はアイランドの「温情的地主」の典型として描かれている⁶⁾。はたして本当だろうか。本稿はこの種の議論にたいする批判を意図している。

デヴォンシア公爵家のアイランド所領（6万エーカー強）は、南部マンスター地方ウォーターフォード県とコーク県に広がる、リスモア、タロウ・キナタルーン、バンドン、ヨール、ダンガーヴァンその他の所領から構成されていた。では、このデヴォンシア公爵のアイランド所領の経済的価値の実現はどのようなものであったか、実現の規模、そのあり方、実現の条件と方法、総じてイギリス土地貴族デヴォンシア公爵にとってもつアイランド所領の意義、こうした諸点をデヴォンシア公爵アイランド所領文書＝リスモア文書 Lismore Castle Papers⁷⁾のうちに探り出すことにしよう。

I 「閣下の口座への送金」

イ 地代・家賃の安定的徴収

1869年度（1869年3月26日より1870年3月25日）のデヴォンシア公爵アイランド所領元帳⁸⁾（以下、1869年度元帳、あるいは単に元帳とのみ略記）のバ

第16巻その他参照。

5) Solow, B. L., *The Land Question and the Irish Economy, 1870-1903*, 1971.

6) Donnelly, J. S., *The Land and People of Nineteenth-Century Cork*, 1972.

7) 主として公爵のアイランド代理人の手による地代帳等のリスモア文書は、アイランド国立図書館に一部が移管され、残りは今もってリスモア城に保存されている。前者は18世紀末より19世紀のおよそ70年代頃までの地代帳等であり、後者はそれ以降の所領文書である。本稿はアイランド国立図書館所蔵のリスモア文書の一部の分析結果である。

8) Rental of the Irish Estates of His Grace the Duke of Devonshire for one year ended Lady

表1 デヴォンシャー公爵アイルランド所領バランス・シート (1869.3.26~70.3.25)

	£	s	d		£	s	d
繰越金	3983	17	2½	閣下の口座への送金	22000	0	0
地代				リスモア			
10分の1税地代負担	42149	7	8½	タロウ等での工事その他	6043	10	5
雑収入	1809	13	10½	免役地代ないし直屬受封者地代	342	4	2
				補償		41	2
				諸税	2523	17	1¾
				諸雑費	624	19	6
				寄付、学校、慈善	1753	1	10
				森林、植林	719	16	4
				法務費用	195	11	3
				排水	413	7	11
				家計費	758	15	1
				庭園維持費	291	16	9
				バンドン諸経費	898	16	5
				ヨール諸経費	50	7	11
				10分の1税地代負担	2912	11	4
				管理	3222	5	6
				小計	42797	3	6¾
				未払い勘定	2353	10	7½
				現金	2810	4	7
合計	£47942	18	9¾	合計	£47942	18	9¾

出典) Rental of the Irish Estates of His Grace the Duke of Devonshire for one year ended Lady Day 1869, with the Appropriation of the Receipts for one year ended Lady Day 1870, *Lismore Castle Papers MS. 6957* (Ireland National Library).

ランス・シートによれば(表1), 収入は、繰越金3,984ポンド弱, 地代・家賃rents と10分の1税地代負担 *impropriate tithe rent charges* 42,149ポンド強, 雑収入1,810ポンド弱, 総計47,943ポンド弱であった。10分の1税地代負担徴収額4,647ポンド強を差引くと地代・家賃徴収額は37,502ポンドとなる。10分の1税地代負担徴収額が収入に含めうるかどうか, 今この点は措くとして, 雑

Day 1869, with the Appropriation of the Receipts for one year ended Lady Day 1870, *Lismore Castle Papers MS. 6957* (Ireland National Library). 本稿が依拠する主な資料はこれである。本資料によるばあい, 以下, いちいちその点には触れない。

収入に比べて、地代・家賃収入が圧倒的割合を占めている。

雑収入は木材・石材・泥炭等の売却益、家畜放牧料、おそらく家屋修繕等の立替代金の徴収、リスモア・ガス・コークス石炭会社配当、あるいは運河水門通行料等々である。そのうち木材・石材・泥炭等売却益はすくなくとも1,188ポンド強にのぼり、雑収入(1,810ポンド弱)の過半を占めている。

別稿で確認したように⁹⁾、デヴォンシャ公爵アイランド・リスモア所領では、公爵所有不動産の経済的価値(評価額)の圧倒的部分は貸出不動産のものであった。他方、大半が山地あるいは植林地からなる自己保有不動産の評価額はわずかであった。1869年度元帳からも、公爵のアイランドにおける土地所有の経済的実現のほとんどが貸出しによるものであったことが確認できる。とはいえ、直接的にはわずかの経済的価値しか実現しない山林等の土地(不動産)所有=地域における土地独占が、貸出し不動産からの収入実現と、地域一円支配の前提であったことというまでもない。この点はのちに立ち返ることにして、収入の圧倒的部分を占める地代・家賃についてさらに見ることにしよう。

1869年度元帳に地代・家賃収入の全体状況が示されている(表2)。10分の1税地代負担ならびに直属受封者地代 chief rents を除く地代(家賃)を見ると、バンドン所領が最大の収入をもたらしている。次いでタロウ・キナタルーン所領となり、リスモア所領が続いている。デヴォンシャ公爵アイランド所領の管理拠点リスモア城にあった。このリスモア城に居住する公爵代理人が直接管理するリスモア所領も1万ポンド以上の地代(家賃)収入をもたらしているが、むしろバンドンとタロウ・キナタルーンの所領が大きな地代(家賃)収入源となっている。とりわけバンドン所領は、所領経営に割かれた支出に比べて、はるかに大きな地代(家賃)収入を生み出す地位に置かれていた。

さて、1869年度の地代・家賃額は38,671ポンド強、前年度までの未徴収額は12,295ポンド強、合計50,966ポンド強、これが徴収すべき額であった。このうち37,332ポンドが実際に徴収され(前受分429ポンド強は除く)、減額分と回収

9) 前掲拙稿「イギリス土地貴族のアイランド所領」。

表2 Balance of Rentals (the Irish estates of the Duke of Devonshire)

Balance of Rentals	Arrears remaining due Lady Day 1868	One years Rent due Lady Day & Michaelmas 1869	Cash received on Account Rent and Receipts in Advance	Receipts in Advance to Michaelmas 1869	Allowance & Arrears Irrecoverable Written off	Arrears remaining due Lady Day & Michaelmas 1869
Rents						
Bandon Estate	2823 9 9½	14039 9 1¼	13758 8 9½	24 12 11	42 16 5	3100 6 7½
Cork & Gillabbey	219 8 9	570 8 3	617 1 5		34 17 8	137 17 11
Lismore Estate	4638 14 8½	11673 19 8½	11638 15 7½	367	555 14 6	4485 4 3½
Tallow & Kinnataloon	4595 8 7	12345 7 3½	11711 8 5	35 1 5	188 1 8	5076 7 2½
Chief Rents	4 8 2½	42 1 7	36 12 1	3 3 4½		13 1 1
	12295 10 0½	38671 5 11¼	37762 6 4	429 17 8½	821 10 3	12812 17 1½
	38671 5 11¼		429 17 8½			37332 8 7½
	50966 16		37332 8 7½			821 10 3
						50966 16
Improprate Tithe Rent Charges						
Parishes in Co.Cork	84 4 7½	1217 8 5	1247 15 11¼	0¼		53 17 1½
Parishes in Co.Waterford	158 3 7	3560 4 10	3400 9½		1 5 7	317 2 0½
	242 8 2½	4777 13 3	4647 16 8¾	0¼	1 5 7	370 19 2
	4777 13 3		0¼			4647 16 8¾
	5020 1 5½		4647 16 8¾			1 5 7
						5250 1 5½
Total Balance of Rentals						
Rent Rentals	12295 10 0½	38671 5 11¼	37762 6 4	429 17 8½	821 10 3	12812 17 1½
Rent Charge Rentals	242 8 2½	4777 13 3	4647 16 8¾	0¼	1 5 7	370 19 2
	12537 18 3	43448 19 2½	42410 3 0¼	429 17 8¾	822 15 10	13183 16 3½
	43448 19 2½		429 17 8¾			41980 5 4
	55986 17 5½		41980 5 4			822 15 10
						55986 17 5½

出典) *Ibid.*

不能滞納分を差引いて次年度に残る滞納額は12,812ポンド強になっている。

デヴォンシャ公爵のアイランド所領は極めて安定した地代收取を実現しており、また土地所有の「強さ」を示している。というのも、年地代・家賃額の97パーセント弱をも実現していて、わずか3パーセントが回収不能や滞納分などになっているだけである。しかも、累積滞納分はあいかわらず年地代・家賃額の3分の1近くに達している。つまり、公爵は多数の借地・借家人を地代・家賃未払いを口実に立退かせることができる条件を握る一方、年地代・家賃額の100パーセント近くを実現していたのである。

もっとも、これほどの安定的地代徴収はいつでも見られたのではない。表3は1827年度から1869年度までの年地代額（含む家賃）と、実徴収額と累積滞納額および地代額に対する割合（徴収率と滞納率）を示している。なお、1854年度に比べて1864年度以降は地代額が大きく下がっている。公爵が地代（家賃）を引き下げたのではない。1858年から60年にかけてダンガーヴァン所領とヨール所領を売却したからである。

さて、地代と家賃は大幅ではないが、漸次的に引き上げられてきている。この地代（家賃）の回収であるが、1830年代までと40年代後半のあの大飢饉の渦中に滞っている。34年と46年には70パーセント台まで下がり、その結果、滞納（率）が増大している。30年代までと40年代後半、滞納は地代額（家賃額）のおよそ40パーセントに上っている。27年には74パーセント（額にして2万5千ポンド近く）にもなっている。デヴォンシャ公爵アイランド所領にあっては、地代（家賃）の引き上げもさることながら、徴収率を上げる、したがって、滞納額を少なくすることが重要な課題であった。44年度には前年度までの累積滞納分も含めて地代徴収が大幅に改善され、その結果が100パーセント以上の徴収率となっている。この徴収率の改善は、40年代後半の大飢饉により一時頓挫したのち（といっても、48年の90パーセント以上に見られるように、大飢饉によっても公爵領の地代收取はさほど打撃を受けなかったというほうが的を射ているであろう）、50年代以降再び達成されたのであった。こうして、年地代

表3 地代額・実徴収額・滞納額・送金額 (1827~69年度)
(ポンド, シリング以下切り捨て)

年度	地代額	実徴収額	徴収率	滞納額	滞納率	送金額	送金率
1827	33,258	28,055	84.4	24,633	74.1	21,241	75.7
1829	33,138	26,503	80.0	16,372	49.4	16,429	62.0
1834	34,327	27,079	78.9	16,672	48.6	18,944	70.0
1839	36,282	30,641	84.5	16,650	45.9	23,750	77.5
1844	38,340	38,626	101.7	13,338	34.8	27,000	69.9
1845	38,624	37,583	97.3	12,886	33.4	26,300	70.0
1846	39,166	31,129	79.5	14,837	37.9	13,300	42.7
1847	39,321	33,910	86.2	17,467	44.4	19,500	57.5
1848	39,582	35,956	90.8	18,933	47.8	18,400	51.2
1849	40,207	29,482	73.3	17,554	43.7	12,700	43.1
1850	41,047	32,562	79.3	14,334	34.9	9,950	30.6
1854	41,271	40,070	97.1	13,251	32.1	19,000	47.4
1864	38,494	36,948	96.0	12,210	31.7	23,000	62.2
1869	38,671	37,332	96.5	12,812	33.1	22,000	58.9

1) 年度は春季支払日=聖母マリアの日(3月25日)までの1年間。1827年度は、1827. 3. 26から翌年の3.25まで。以下同様。

2) 地代額は当該年度分の地代(家賃)額。実徴収額は、年度中に前年度までの滞納分も含めて実際に徴収した地代総額から次年度前受額を差引いた額。なお、10分の1税地代負担は除いている。

3) 徴収率=実徴収額÷地代額×100

4) 滞納額は累積滞納額。滞納率=滞納額÷地代額×100

5) 送金率=送金額÷実徴収額×100

出典) National Library of Ireland, *Lismore Castle Papers MSS 6933, 6938-44, 6945, 6952, 6957, 6959, 6961, 6966, 6973* より作成。

(家賃)の90パーセント台後半の徴収を実現しながら、なお、年地代額の3割以上の累積滞納が常態化していたのである。

近年のアイランド土地問題の研究にあっては、デヴォンシャ公爵は「温情的地主」の典型としてよく取り上げられる。確かに、目を見張るような地代引き上げはなかった。また、会計帳簿から立退が頻繁におこなわれたことも窺えない。だが、地代は着実に引き上げられていて、しかも100パーセント近くの地代徴収が目指され、また実現している。そのうえに、依然として、多数の借地農・借家人が滞納していて、公爵に対して法的に弱い立場に置かれていたの

である。この事情が、借地農（借家人）をして年地代（家賃）額の100パーセント近くを納めることを強制していたこと十分に推察できよう。したがって、年地代（家賃）額の3割以上の滞納を抱えながらも、年地代（家賃）額の10割近くを実現している借地農（借家人）の存在、こうした状況にあっては、地主（家主）は土地所有の経済的価値の実現のために敢えて立退の手段に訴えることをしない、ということもまたいえよう。こうした意味において、デヴォンシャ公爵のアイランド所領では、安定的な地代・家賃収入を実現する「安定的な」地主（家主）・借地農（借家人）関係が維持されていたのである。

ロ 公爵への送金実現のための所領経営

表1を再度見よう。アイランド所領の1869年度支出の最大は「閣下の口座への送金」2万2千ポンドである。雑収入を含めた粗収入4万4千ポンド弱のちょうど5割である。デヴォンシャ公爵アイランド所領は公爵（イギリス）への多額の送金を実現するために経営されていたとあってよい。この点は送金額の大きさ（絶対額と粗収入に占める割合）からだけでなく、いずれの年度のバランス・シートをとっても、その支出欄のトップに「閣下の口座への送金」が位置していることからもういことができる。

さて「閣下の口座」はロンドン・ウエストミンスター銀行に設けられていた。同口座に1869年6月から翌年3月にかけて13件の送金（総額22,000ポンド）が振込まれている。1件当たり最高4,000ポンド、最低500ポンドである。公爵への送金は頻繁におこなわれていた。しかも、現金出納帳 Cash Books によると¹⁰⁾、代理人は手許に現金が蓄まり次第、ロンドン送金を繰り返している。この点は、年度末の2、3月に支払いが集中している諸工事費や管理費、諸税あるいは寄付等と決定的に違う。諸工事費の35パーセント以上、寄付等の69パーセント以上が2、3月に、管理費と諸税の96,84パーセントが3月に集中して

10) Account Book of Receipts and Disbursements of the Irish Estates of His Grace the Duke of Devonshire for one year ended 25 March 1870, *Lismore Castle Papers MS. 7114*.

いる。他の支出、諸経費の多くは年度末に支払い、その間に入ってくる現金収入は基本的に公爵への送金に当てられていたのである。しかも、その他の支出はこの送金（公爵個人の純収入）を生み出すためのものであり、あるいは、公爵のアイランドにおける貴族としての生活、地域の支配者としての地位を維持するためのものなのであった。

デヴォンシア公爵アイランド所領はまずは第一に公爵への送金を実現するために経営されていた。1869年度における実徴収額のうち59パーセント弱が送金されている。大飢饉の40年代後半を迎えるまでは、この割合（＝送金率）は異常に高く、60～70パーセントにも達していた。大量の死者と、とりわけ合衆国への大量の移民をもたらした大飢饉の渦中においては、さすがのデヴォンシア公爵アイランド所領も送金をすこしは手控えざるをえなかったが、それでも、1850年度の31パーセント弱は例外として、実徴収額の40～50パーセントを送金に当てていた。その後、送金の割合は60年代におよそ60パーセントに回復し、実額も2万ポンドを越すに至っている。デヴォンシア公爵はアイランドから、大飢饉の時期を除いて毎年2万ポンド超の大金を獲得していたのである（表3）。

では、この大金のロンドン送金を生み出す所領経営はどのようなものであったのだろうか。アイランド所領の管理体制を次に見ることにしよう。

II 所領管理体制

イギリスとアイランドの各地に散らばるデヴォンシア公爵所領群はロンドンの会計監査役により統轄されていた。会計監査役には1827年以降カーリー家の人物が就いていたが、そのもとにイギリスの各所領を直接に管理する代理人が配置され、アイランド所領については、ウォーターフォード県西部コシュモア・コシュブライド郡リスモアにあるリスモア城に配置された代理人がその管理に当たった。1817年以後（～85年）、上記カーリー家の人物がアイランド所領代理人に就いたが、代理人は所領群全体を統轄するとともに、リスモア、タ

ロウ・キナタルーン所領を直接に管理した。かれのもとにバンドン所領の管理に直接当たる副代理人 sub agent, ヨールとダンガーヴァンの各所領に在地管理人 local bailiff が置かれていた (1858~60年に両所領が売却されたのちには配置されなかったようである)。この他に、コーク市あるいはダブリン市に法律代理人 law agent が置かれていた¹¹⁾。

これらがデヴォンシャ公爵アイランド所領の管理の骨格であるが、各年度の元帳の管理費や、家計費、庭園維持費等の支出項目を洗い出すことによってもっと詳しく管理体制がわかる。そこで、1839年から81年まで、さらに83年から85年までアイランド所領の代理人であったF・E・カリー統轄下の管理体制 (1869年当時) を見ることにしよう。

1869年度元帳の管理費 management を見れば、代理人以下、アイランド所領の管理の中心を担った人物名と年俸等がわかる。代理人カリーにたいしては年俸1,400ポンド、その他10分の1税地代負担分100ポンドや旅費100ポンド等294ポンド強、合計1,700ポンド近くの驚くべき高給が支給されている。アイランド所領代理人の地位がいかに重要で高かったかがわかる。この点は、かれに次ぐ地位に置かれていたバンドン所領副代理人J・R・ベリックの年俸その他413ポンドと比較するとよくわかる。

さきに触れたように、リスモアとタロウ・キナタルーンの所領、さらには69年時点にわずか残っていたと思われるヨール所領 (1858年から60年にかけてヨール所領の多く、ダンガーヴァン所領が売却された) の直接の管理に代理人カリーが当たったが、かれのもとに数名の配下が置かれている。年俸の高い順にいえばこうなる。W・H・ボールドウイン (250ポンド)、R・ボールドウイン (150ポンドと他に旅費7ポンド15シリング強)、J・A・ボールドウイン (150ポンド)、W・マックミーキン (120ポンドと他に家賃徴収手数料33ポンド

11) Proudfoot, L., The Management of a great Estate: Patronage, Income and Expenditure on the Duke of Devonshire's Irish Property c. 1816 to 1891, *Irish Economic and Social History*, vol. XIII, 1986. 阿知羅前掲論文「19世紀中葉期イギリスにおける大土地所有貴族の企業活動と家産管理—ファーニスにおける Devonshire 公爵の場合」。

強、旅費11ポンド15シリング強)、W・R・ボールドウイン(120ポンド)、およびC・ギャロウエイ(60ポンドと他に旅費6ポンド強)の面々である。

かれらの中で役割分担がなされていた。家賃徴収がマックミーキンにより担当されていた。したがって、農場借地料徴収が別の人物により担われていたことは確かである。その上、地代・家賃収入の集計がリスモア所領とタロウ・キナタルーン所領に分けてなされていることから、それらの徴収も別々に異なった人物により担当されていたものと推定してよい。

かれらの他に、1860年以前には、ヨールとダンガーヴァン所領にそれぞれ在地の管理人が置かれていたが、1869年元帳にはかれらは出てこない。両所領の売却によりかれらを配置する必要がなくなったのであろう。

すでに触れたように、バンドン所領の直接の管理は副代理人ベリックが当たったが、かれのもとに執事 steward が配置されている(50年代までは在地管理人 bailiff も置かれていた)。執事にD・クレイグが当たったが、かれの年俸は80ポンド(他に週極め・月極め賃貸料徴収手数料8ポンド11シリング強)である。かれが家賃の徴収を担当し、副代理人ベリックが農場借地料徴収を含むバンドン所領全般(コーク・ギルアビー所領も含めて)の管理の責任を負っていたものと考えてよい。

以上が「管理費」から確認できるものである。代理人カーリーとその指揮下にリスモアとタロウ・キナタルーン所領の管理に当たるボールドウイン家の4名を含む6名、バンドン副代理人とその指揮下にある執事、合計9名の年俸その他を総計すると2,955ポンド近くになる。かれらの年俸等が「管理費(総額3,222ポンド強)」のほとんどを占めていることがわかる。つまり、支出のうちで額の大きさが、「公爵への送金」、「リスモア・タロウ等での工事その他」に次ぐ位置にある「管理費」の実態は、デヴォンシャ公爵アイルランド所領の管理中枢を担う代理人カーリー以下のいわば経営陣ともいってよい集団への年俸等に他ならなかった。

ところで、デヴォンシャ公爵アイルランド所領の管理体制は以上につきるも

のでない。「管理費」以外の支出項目からも見る事ができる。「家計費 house expenses」, 「庭園維持費 gardens at Lismore」, 「リスモア・タロウ等での工事その他」, ならびに「森林・植林費 woods & plantations」等である。

まず「家計費」と「庭園維持費」であるが、これらはリスモア城（その付属地）の維持管理とリスモア城内における公爵の生活のための費用である。もちろんここでも代理人カーが管理責任を負っている。上記のボールドウィン家などのいずれかの人物も管理にタッチしていたのかもしれないが、この点は元帳からは不明である。代理人のもとにリスモア城内の生活を支える以下の使用人達がいる。まずハウスキーパー（年賃金62ポンド）の女性がいる。その下に家政婦（同25ポンド）と2人の補助家政婦（各20ポンドの年賃金）がいる。その他に表門衛所ポーター（年賃金30ポンド強）と裏門衛所ポーター（同21ポンド）, ならびに郵便集配人兼消防担当（同27ポンド）がいる。かれらの年賃金合計は207ポンド強で、「家計費」（759ポンド弱）の3割近くとなる。残りがいわゆる水道光熱費, 家具, 寝具, 食器等々に当てられている。

城内の庭園維持管理に292ポンド弱が支出されているが、うち庭管理人P・キーンに年俸62ポンドが支給されている。

これらの支出はまず、すくなくとも毎年避暑にやってくるデヴォンシャ公爵自身のアイランドにおける貴族的生活を支えるためのものである。したがって、公爵の純収入としての側面を持つ。同時に、リスモアの町を睥睨する豪壮なリスモア城の維持管理は、城下に広がるリスモア所領はいうまでもなく、遠く離れた最大の地代・家賃収入をもたらすバンドン所領も含めた広大なデヴォンシャ公爵アイランド所領の管理拠点の維持管理に他ならない。また、リスモア城における公爵の貴族的生活の遂行それ自体が、所領内住民にたいする直接的な、あるいは所領外のアイランド住民にたいする間接的な支配者としての姿の保持（誇示）, したがってまた、アイランド支配を代表するイギリス土地貴族としての地位の保持（誇示）という側面も合わせ持つものである。こうした意味を持つリスモア城の維持管理のうえに、地域一円支配者として振る

舞うための「支出」が付け加わるが、この点はのちに見る。

元帳の支出項目「リスモア、タロウ等の工事その他」を見よう。人夫 labourers を統轄する T・リオーダンに年賃金等66ポンド強が支払われている。かれの他に、さきに見た R・ボールドウインが職人達 tradesmen を、マックミーキンが一部の人夫の統轄に携わっている。なお、タロウ・キナタルーン所領における職人・人夫の統轄とかれらへの賃金支払いが、統轄者の氏名なして別に記入されている（1件だけ F・ヒルグロウヴの氏名が記入されている）。リスモアとタロウ・キナタルーン所領の工事等は、したがって人夫や職人の統轄は別々におこなわれていたと考えられる。

次に「森林・植林費」である。デヴォンシア公爵のアイランド所領の多くは自家有地の広大な山林あるいは植林地から構成されていた。これらも含めた地域の土地独占こそ、公爵のアイランドにおける土地所有の経済的価値の実現の前提条件であり、地域住民の生活の支配者となる条件であった。この山林と植林地の管理経営状況を「森林・植林費」からある程度知ることができる。

森林・植林の管理経営に直接当たっていたのが J・コーベットと14名の監視人 woodrangers である。年俸60ポンドのコーベットが多数の人夫を統轄している。14名の監視人は地域ごとに配置されていて、年賃金が支払われている。それは最低8ポンドから最高18ポンド5シリングの間である。

この他に、タロウ地域の森林管理人 caretaker に J・ハチンソンが雇用されていた。かれは69年度末に離職し、年賃金のうちその時点までの分11ポンド15シリングを支払われている。さらに、タロウ・キナタルーン所領の工事等における人夫・職人の統轄者としてさきに触れた F・ヒルグロウヴが「森林・植林費」より2ポンド10シリングの賃金を支給されている。ヒルグロウヴはタロウ・キナタルーン所領における諸工事だけでなく森林管理も含む人夫等の統轄に当たっていたのであろう。ともあれ、森林・植林の直接の管理もリスモア所領とタロウ・キナタルーン所領では別の人物が担当していたといえる。

以上の他に法律代理人も含めたものが、デヴォンシア公爵アイランド所領

の管理体制を構成していた（ただし、1869年度元帳には法律代理人が出てこない）。頂点に立つ代理人カーリーのもとに相当多数の管理者集団が配置されていた。また、代理人への高額な年俸から森林監視人達への年賃金にいたるまで、相当多額の支給がなされていた（合計してすくなくとも3,418ポンド弱）。かれらの役割は、まずは「閣下の口座への送金」とそのための安定的な地代・家賃の徴収であり、したがってまた、それらの実現のための条件を整えることであった。と同時にその条件はまた、公爵のアイランドにおける貴族的な生活と地域一円の支配者としての地位の維持に他ならなかった。この点でまず、所領経営が地域住民の「雇用」を支配していた状況を見ることにしよう。

III 「雇用」と地代・家賃

「リスモア・タロウ等での工事その他」の支出は6千ポンド以上で、「閣下の口座への送金」に次いで多額である。この支出項目から、所領経営のために多数の人夫や職人、商人等と結んでいる「雇用」・取引関係と、その管理体制が明らかとなる。さらに重要なこととして、「雇用」と地代・家賃徴収との連繋、つまり、公爵の借地（借家）人を人夫などに「雇用」し、その賃金を地代（家賃）の担保として支払留保していることがわかる。

さて、「リスモア・タロウ等での工事その他」は、資材購入費や運送費など商人等への支払い、職人への支払い、人夫への支払い（人夫統轄者リオーダンへの賃金等も含む）、その他に分類できる（表4）。

まず最大の支払い（2,827ポンド強）をおこなっている商人等についてである。グレイト・サザーン・ウェスタン鉄道を含めて47商人等が数えられる。うち以下にあげる9商人が主な取引先で、合計2,213ポンド強を支払っている（表5）。所領経営のためにどのような資材等が購入されているのかわかる。

この他に、砂利、壁紙、漆喰、板、釘、屋根葺き藁、鉄製門扉、鉄製水門、馬具類、工事役馬用飼料等々の小口取引がある。

見られるように、購入資材の多くは土木建築用のものである。「リスモア・

表4 「リスモア・タロウ等での工事その他」支出

	分 類			支 出 額		
				£	s	d
1	資材等購入費・運送費			2,827	4	8
2	職人への支払い			1,428	7	6
	個別支払分	545	3 5			
	ボールドウイン勘定分	883	4 1			
3	人夫等への支払い			1,146	14	6
	リオーゲン勘定分	996	17 6			
	リオーゲン貸金他	66	1 9			
	マックミーキン勘定分	78	2 0			
	ハウスキーパー勘定分	5	13 3			
4	タロウ・キナタルーン職人・人夫支払い			160	14	7
5	そ の 他			480	9	2
	プライド川堤防補修	430	19 6			
	代理人カリー	32	1 3			
	合 計			6,043	10	5

出典) Rental of the Irish Estates of His Grace the Duke of Devonshire for one year ended Lady Day 1869 with the Appropriation of the Receipts for one year ended Lady Day 1870. Lismore Castle Papers MS 6957. より作成。

「タロウ等での工事その他」の主なものは、農場建物、フェンス、街区住宅の建設・修理であり、堤防や道路の補修等々であった。この点は、職人がおこなう仕事からも確認できる。

職人は、諸工事等を請負っていると考えられる者と、すでに触れたボールドウインが取り仕切る職人群に分けられている。前者は一件ごとに職人の氏名、仕事内容と支払い金額が記帳されている。総数35名で、総支払額は545ポンド強である。うち主なものは、次の者で、合計支払い額は382ポンド強である(表6)。

さて、後者についてであるが、職人名等一切記入されていない。ただボールドウインを通して、何名かの職人にたいして2週間分ずつの支払がおこなわれている(最低23ポンド強、最高39ポンド強)ことが記されている。支払合計は

表5 リスモア・タロウ等での工事その他で取引する主な商人

	商人名	購入資材等	支払額
①	J. W. ビム&息子	スレート・木材・セメント他 ヨールからリスモアへの運送	824ポンド強
②	J. W. リッチイ	スレート・木材・セメント他	387ポンド強
③	J. バリイ商会	フェンス・築堤用棒杭製作他	183ポンド強
④	W. & H. M. ゴウルディング	亜鉛・オイル・ガラス他	157ポンド強
⑤	J. ドゥルーリ&息子	煉瓦・タイル他	150ポンド強
⑥	J. カラハン	石灰	141ポンド強
⑦	J. ラッフアン	ベンキ・オイル・蠟燭	140ポンド強
⑧	J. シムキン商会	木材 ヨールからリスモアへの運送	134ポンド強
⑨	J. ヒッキー	バケツ・鉄・金物類他	92ポンド強

出典) *Ibid.* より作成。

表6 主な職人

職人	仕事	支払い
ドゥリスコル & ジョイス	木挽き	86ポンド強
パウワー & マホニイ	木挽き	85ポンド強
W. ジョイス	大工	62ポンド強
J. ヘイズ	堤防補修	50ポンド強
M. コンウエイ	スレート葺き	39ポンド強
R. ウイロロイ	スレート葺き他	33ポンド強
A. カースイ	石工	25ポンド強

出典) *Ibid.* より作成。

883ポンド強にのぼる。ところで個別の職人への最低支払額は、鍛冶工M・リアダンに3月29日に支払った6シリング9ペンスである。ボールドウィン指揮下の職人への平均日支払額を7シリングであったとしたら、かれは1日当たり最低5人、最高9人の職人を、年間延べ2,500人以上を指揮していたことになる¹²⁾。

12) 23 (あるいは39) ポンドを2週間(日曜日を除くと12日)で割ると1日当たりの支払い賃金

ところでタロウ・キナタルーン所領には別にヒルグロウヴが指揮していたと思われる職人もいた。しかし、かれらにたいする支払は人夫分も合わせた額の記入しか見ることができない。支払は2週間分ずつで、最低1ポンド強から最高10ポンド弱にわたっている。おそらく、ボールドウインがリスモア所領を担当し、ヒルグロウヴがタロウ・キナタルーン所領を担当していたのであろう。

最後に人夫について見よう。上記のようにタロウ・キナタルーン所領ではヒルグロウヴが職人とともに人夫をも指揮していた。両者への支払が分けられていないので、これ以上のことはわからない。ただ、次に見るリスモア所領に比べてさほど多くの人夫が動員されていなかったことは間違いない。

リスモア所領の人夫統轄はすでに触れたようにリオーダンが担っていた。「リスモア・タロウ等での工事その他」の支出項目で年賃金を支払われていたのはかれだけで、その額は60ポンドで、その他光熱費として6ポンド強支払われている。「管理費」等を見た、ギャロウエイ (assistant baillif) や庭管理のキーン、あるいは森林・植林管理における人夫統轄者コーベットの年俸額と同程度である。リオーダンの位置の高さと、リスモア所領における人夫統轄の重要性がわかっていよう。

さて、リオーダンが統轄する人夫への支払いは1週間毎になされていて、その額は最低14ポンド強、最高21ポンドで、年総額997ポンド弱である。すでに見た森林監視人14名の平均年賃金は11ポンド強であった。仮にこれを基準として人夫一人当たり週賃金を4.2シリングとすると、69名から103名の人夫が毎週雇用されていて、年間をとおすと延べ4千7百名以上の人夫が所領の土木建設等の労働に動員されていたことになる。

リオーダンの他に、マックミーケンも人夫を統轄していた。このばあい、年間をとおしたものでなく、7月の他は11月から翌2月にかけて雇用されている。1週間の賃金支払いと明記されているものがほとんどで、2ポンド弱から7ポ

額が出る。それを7シリングで割ると1日当たりの雇用職人数、最低5人、最高9人が出る。年間総支払い額883ポンドを7シリングで割れば年間職人雇用総延べ人数2,500人以上となる。

ンド強の範囲である。年間総計すると78ポンド強で、上記基準からすると、年間延べ372名の週賃金4.2シリングの人夫を雇用していたことになる。

リスモア所領で雇用されたと考えてよいこれらの人夫の他に、別にタロウ・キナタルーン所領で人夫が雇用されていたことはすでに見たとおりである。

なお、人夫ではないが、「リスモア・タロウ等での工事その他」の費目で、リスモア城ハウスキーパーの統轄下に洗濯婦が雇用されている。また、プライド川堤防補修工事にも431ポンド近く支出されている。ここに人夫の雇用も含まれているかもしれないが、その点は不明である。

以上、リスモア所領とタロウ・キナタルーン所領の「工事その他」の費目で多数の人夫等が雇用されていたことが確認できる。この他にすでに見た、森林・植林管理に雇用されたコーベット統轄の人夫（年間賃金総額351ポンド強、上記基準延べ1,600名以上）、リスモア城庭管理人キーン統轄の人夫（年間賃金総額200ポンド強、上記基準延べ950名以上）がいる。実に多数のこれら人夫や森林監視人等その他の賃金労働者が所領経営に雇用・動員されていたのである。

デヴォンシャー公爵は農民をはじめとする多数の住民に地主・家主として君臨するとともに、取引主体あるいは雇用主としても支配力を振るっていた。しかも、地代・家賃と賃金はリンクされていたのである。

リオーダン統轄人夫のばあい、地代・家賃の担保として70ポンド近くの賃金が支払い留保されている。森林管理のコーベット統轄人夫では18ポンド近くの賃金、リスモア城庭管理人キーン統轄人夫では10ポンド強の賃金がそれぞれ支払い留保されている。職人にたいしても同じ事態が見られる。ポールドウイン統轄職人にたいして、21ポンド強の賃金が留保されている。

地代・家賃の担保としてのこれらの賃金支払い留保は突出した事例である。デヴォンシャー公爵のアイランド所領の維持管理に雇用され動員される人夫や職人のうち多くの者が公爵の借地借家人であったことは間違いない。すなわち、かれらの賃稼ぎは地代・家賃支払いを補充するものであり、しかも、かれらの雇用主は同時にかれらの地主（家主）でもあった。公爵は借地借家人の賃労働

を組織し、したがってまたかれらの賃金を担保することによって、みずからの土地所有（不動産所有）の経済的実現を確実なものとしたのであった。個別に支払いがなされていて、氏名が明記されているその他の職人や、公爵と取引する商人の中にも、公爵の借地借家人が含まれていたであろう。

デヴォンシア公爵のアイランド所領に見られる地域の土地・住宅独占は、住民の労働の成果を収奪（地代・家賃徴収）し、自己のロンドン口座への送金を確保するとともに、そのことを担保するための賃労働を動員し、この賃労働はまた地域住民の生活を支配する土地・住宅独占（所領）の維持を果たしていたのである。これを土台に公爵はアイランドにおける家父長的な地域一円支配者として振る舞うのである。

IV 家父長的貴族支配

イ 「寄付・学校・慈善」

デヴォンシア公爵は、アイランド所領内外の警察軍兵舎、リスモア裁判所、刑務所、学校、教員宿舎、教会等々、多くの公的施設・機関を、地主や家主等として、直接・間接に影響下に置いていた。この点は別稿で確認した¹³⁾。公爵はまた、これら施設・機関も含む広範な諸団体への寄付・会費、教師などへのサラリーの支払い、あるいは慈善をおこなっていた。公爵がアイランドの名士として、所領所在地域における家父長的貴族として振る舞っていた姿を、1869年度元帳の「寄付・学校・慈善」の支出に見ることしよう。

上記支出のほとんどすべてが表7に示されている。下賜金・年金、公共・民間諸団体への寄付・会費、学校への寄付・教員サラリー給付、貧民等への施し、香典（埋葬料）・見舞い、移民銭別・借地借家立退者への心付け等である。下賜金・年金とその他を区別するのがよい。まずこの点から見よう。

下賜金 *gratuity*・年金 *annuity* は総額378ポンド弱で、合計20名に支給されている。最低額はキャサリン・モリスィへの年下賜金2ポンド10シリング、最

13) 前掲拙稿「イギリス土地貴族のアイランド所領」。

高額はエドワード・ハーティへの年下賜金60ポンドである。ハーティは引退した管理者で、所領経営に直接従事していた時、年俸100ポンド支給されていた。かれへの下賜金は高給管理人の引退後の年金なのである。かれに次いで多額の給付(50ポンド)を受けているJ・クレイグのばあいには年金と明記されている。かれはバンドン所領の執事であったが、69年時点ではすでに引退していて、跡を継いでいるD・クレイグは間違いなくかれの息子である。

表7 寄付・学校・慈善

分類	支出額		
	£	s	p
下賜金・年金	377	15	2
寄付	327	5	2
学校	518	4	6
慈善	433	6	1
埋葬・見舞	10	5	0
餞別	52	10	0
総額	1,753	1	10

1) 合計額が総額に満たない。分類不可能なものを除外している。

2) 餞別は移民にたいするもの。借地借家放棄者への「心付け」も含む。
出典) *Ibid.* より作成。

年金と考えてよい下賜金は他にも確認できる。タロウ地域の週家賃徴収人であったT・ガーディナーへの年下賜金20ポンドがそうであり、また、バンドン所領管理人 bailiff であったJ・タナーの未亡人A・タナーへの半年下賜金10ポンド(年20ポンド)もそれに加えることができよう。手もとにある資料からは、かつてどのような管理責任に就いていたのか確認できないが、J・バーンへの35ポンドやW・ミラーへの30ポンド、およびF・ウードへの15ポンドの年下賜金も、あるいはまた、アンダーソン夫人への30ポンドからモリスイへの2ポンド10シリングにいたる12名への寡婦金といえる下賜金の支給も、同種の年金であったと考えてよい。こうした年金と考えられるもの以外に、69年度末にタロウ地域の森林管理の職を辞したJ・ハチンソンへの賃金12ポンド弱の他に支給した下賜金(慰労金)15ポンドがある。

ハチンソンへの慰労金も含めた下賜金・年金378ポンド弱は、「寄付・学校・慈善」の支出項目よりむしろ「管理費」等に入れるほうがふさわしい。というのも、それらは所領管理の一端を担った人物とその寡婦への年金、あるいは慰労金と考えてよいからである。デヴォンシャー公爵アイランド所領は、こうした

年金を保証された管理者集団により維持されていて、公爵への送金を確実に実現していたのである。とはいえ、下賜金とされていることに、家父長としての公爵の庇護のもとにかれら管理人とその家族の生活が保証されていることも示されている。

では、「寄付・学校・慈善」にふさわしいその他の支出を見よう。まず、最大の支出額（518ポンド強）を示す「学校」である。寄付等をおこなった学校は32校にのぼる。地域別に見ると、リスモア所領とタロウ・キナタルーン所領が所在する地域で14校、バンドン所領副代理人が管轄する地域で16校、ヨールとダンガーヴァンはそれぞれ1校である。多数の学校に影響力を行使していることがわかる。

額の多い代表的なものとしては以下のものがある。リスモア公立学校教師の年俸等々74ポンド強、グレンガーナ公立学校教師年俸等々53ポンド強、ヨール財団法人学校（国教会）の校長年俸（30ポンド）その他50ポンド、リスモア財団法人学校（国教会）の校長年俸30ポンド、リスモア女子修道院学校への寄付15ポンド、バリンヴェリ学校への寄付13ポンド強、等々である。バンドン所領副代理人が管轄するものとしては、バンドン・ローマ・カトリック学校への寄付45ポンド、バンドン財団法人学校（国教会）校長年俸40ポンド、バリモダン教区男子自由学校と同教区女子リボジットリ学校への寄付各25ポンド、ならびに同教区幼児学校への寄付10ポンド、キルブローガン教区男子自由学校と同教区幼児学校への寄付20ポンドと10ポンド、等がある。

特徴的なのは、まず第一に、国教会の財団法人学校の校長への年俸支給（30ないし40ポンド）である。その他、学校長への手当 allowance 5ポンド支給が6件、3ポンド支給が1件があるが、国教会学校長の年俸が格段の高額である。かれらはデヴォンシア公爵が雇用しているものと考えてよい。イギリスのアイランド支配、したがってまた、イギリス土地貴族が頂点に君臨するアイランド地主制支配の重要な支柱の一つが国教会制度にあり、あるいは逆に、アイランド国教会制度がアイランド地主制度によって支えられていること、

こうした事実の一端を示すものといえよう。

第二に、公爵の影響力行使は国教会に限られてはいないことである。その他の宗派であるローマ・カトリックやプレスビテリアン等の学校にも寄付等をばらまき、公立学校への寄付や教師へのサラリー支給をおこなっている。1831年に創設された公立学校制度は、併合したアイランドにたいするイギリスによる統治の重要な柱になったことはいままでもない。この公立学校制度を支えたのもイギリス土地貴族をはじめとする地主階級なのであった。

デヴォンシャー公爵のアイランド所領経営はこうした教育への影響力行使によって支えられていたのであり、それがまた「温情」的イギリス土地貴族デヴォンシャー公爵の地域住民にたいする家父長支配の支柱の一つをなしていたのである。

学校以外の公的ならびに民間の団体への寄付・会費は327ポンド強である。主なものは表8に示されている。リスモア町委員会への20ポンドの寄付その他4件が行政組織への寄付と考えられる。公爵が地主（家主）であるリスモアの裁判所にガス代も支給している。この他に、臨時的なものと思われるが、バンドン登記簿改訂費用としての50ポンドの寄付が目につく。

他方、民間団体といってよい組織にも寄付・会費がばらまかれている。貴族、大地主などアイランド名士の団体であるアイランド農業協会 The Royal Agricultural Society やロイヤル・ダブリン協会、クイーンズ協会 The Queen's Institute に会費が支払われている。額はさほど大きくない。イギリス土地貴族デヴォンシャー公爵であってみれば、ロンドンにおいてこそ力（金と時間）を注ぐ意味が大きくはあっても、アイランド議会もすでにないダブリンには相応の義務を果たすだけで済ましていたのかもしれない。それはともあれ、所領所在地においては、広範な団体に影響力を及ぼしていることがわかる。

拠点のリスモア地域でまず目につくのは、リスモア農業協会への年会費75ポンド支払いである。同協会にはその上、W・H・ボールドウィンをその書記に就け、謝礼の名目で10ポンドを支給している。すでに見たように、ボールドウ

表8 主な寄付・会費 (総額 £327 5s.2p.)

寄付 (会費納入) 先	£	s	p
(行政組織)			
リスモア町委員会	20	0	0
リスモア裁判所	0	8	6
ウォーターフォード県収入役	22	10	0
バンドン登記簿改訂	50	0	0
バンドン消防ポンプ管理人サラリー	9	0	0
(民間団体)			
全 国			
アイルランド農業協会	10	0	0
ロイヤル・ダブリン協会	5	0	0
クイーンズ協会	10	0	0
リスモア・タロウ・ヨール地域			
リスモア農業協会	75	0	0
同協会書記への謝礼	10	0	0
リスモア園芸協会	5	0	0
ブラックウォーター河谷ライフル・クラブ	5	0	0
リスモア体育クラブ	5	0	0
ヨール救助艇協会	5	0	0
ブラックウォーター汽船	3	0	0
タロウ石炭基金	10	0	0
コーク・バンドン地域			
コーク農業協会	5	0	0
バンドン・クロナルキリー・ダンマニヴォイ農業協会	10	0	0
コーク港ポートレース協会	5	0	0
バンドン・クリケット・クラブ	3	0	0
ティンキッシュ温泉建設	15	0	0
クイーンズタウン海員宿泊所	2	0	0
その他 (地域不明)			
ユニオン狩猟会	10	0	0
ヘイスティングズ卿狩猟会	10	0	0

出典) *Ibid.* より作成。

インはリスモア所領の管理中枢にあって、公爵より年俸250ポンドを支給されている人物である。リスモア地域の地主や大規模農業経営者を束ねる組織を金

と人の両面で直接コントロールしていたのである。

同地域の同種の団体であるリスモア園芸協会への年会費、あるいは貴族的親睦団体のリスモア体育クラブやブラックウォーター河谷ライフル・クラブへの寄付、それぞれ5ポンドがある。同地域のもものと確認することはできないが、ユニオン狩猟会とヘイスティングス卿狩猟会への各10ポンドの会費もある。

タロウやヨール地域を含めると、タロウ石炭基金、ヨール救助艇協会、ならびにカボクインとヨールを結ぶブラックウォーター汽船への寄付がある。

コーク・バンドン地域においても、地主や大規模農業経営者の利害を代表する農業協会への会費支払い等がなされている。変わったところでは、ティンキッシュ温泉の建設にたいする寄付がある。仔細は不明であるが、地域において新たな事業が興される時、公爵が金をしたがって口も出していることが窺える。

こうして、公爵は所領所在地域において、地主や大規模農業経営者の利害を結集し、あるいはまた、かれらと親睦団体をとおして貴族的趣味・スポーツを共有し、かれら地域の旦那衆（支配者集団）を従えながら地域社会に君臨していたのである。

こうした地域社会に君臨する公爵にとり、地域の貧民に「温情」を施すこともまた不可欠であった。クリスマスや年度末の貧民への施与、「貧民救済団体」や「障害者支援組織」への寄付、その他折々の慈善、施与である。この他に、表6に示したように、埋葬・見舞い金23件（最低2シリング6ペンス、最高2ポンド）、移民（ほとんどがアメリカ合衆国）への饒別29件（最低5シリング、最高5ポンド）、あるいは借地借家放棄者への「心付け」6件（うち2件は移民饒別として支給）がある。最後の借地借家放棄者への「心付け」のうち、25ポンドという高額が1件ある。これはいわゆるテナント権の補償であろう。

デヴォンシャ公爵は、その周辺地域も含むアイランド所領において、学校をはじめとして広範な公的・民間諸団体に寄付・会費、あるいは諸個人への慈善・「心付け」をばらまき、「温情」を振り撒いている。その意味するところ

は、まず第一に、公爵（ロンドン）への送金、あるいはまた、1年のうちわずかの期間であるが、公爵のアイルランドにおける貴族的生活を確実にする条件を整えるためである。少なくない「寄付・学校・慈善」の支出は必要な経費であった。

と同時に第二に、これらの支出は地域の旦那衆の組織化と、かれらのうえに乗った公爵の地域社会における貴族としての地位を維持するためのものであった。

したがってまた第三に、イギリス支配下のアイルランド地域社会の統治において、大土地所有者デヴォンシャ公爵が、行政機構を補完ないし代行するということである。もっともこの点では、所領経営自体が同時に住民統治でもあった。デヴォンシャ公爵アイルランド所領においては、こうしたいわば「領地」支配が、行政機構と絡み合いながら地域支配を実現していたのである。

総じて、アイルランドにおけるイギリス支配はデヴォンシャ公爵などのイギリス地主により代表され、担われていたが、この点を、アイルランドにおける国教会制度と地主制度との関連に見ることによって補足することにしよう。

ロ 地主による10分の1税代理徴収

すでに、10分の1税地代負担について触れた。これはアイルランド国教会が収取する10分の1税を地主が代理徴収して国教会に納めるものである。10分の1税は国教会信徒から徴収されていただけでなく、異宗派のカトリック教徒などにも強制されていた。これにたいして、1830年代、カトリック教徒の不満が爆発し（10分の1税戦争）、かれらが国教会に直接納めるのではなく、地主を通じて間接的に納めるように改められたのである。地主の力に依拠したアイルランド国教会の維持に地主支配の一端が窺える¹⁴⁾。

そのうえ、地主自身も直接の利益を得ていたようである。前出表1の支出項

14) 国教会制度は1869年 Irish Church Act により廃止され、1871年1月1日以降、アイルランド国教会は任意団体に転換した。

目でデヴォンシャー公爵は10分の1税地代負担として2,912ポンド強を支払っている。ところで公爵が代理徴収したのは4,647ポンド強であった(表2)。差引1,735ポンドが残る。いや代理徴収分の他に公爵自身が納めなければならないものもあっただろう。こうしたものの行方はどうなっていたのだろうか。公爵の懐に入ったのであろうか。

1869年度元帳の「地代負担」項目では、全ての支払いにおいて所得税を差引いた額、あるいは所得税と救済税を差引いた額が支払われている。支払い総額は上記2,912ポンド強であるが、差引かれた所得税と救済税はそれぞれ合計して72ポンド弱、149ポンド強、総計220ポンド強となる。この220ポンド強の所得税と救済税は一体何なのか、筆者には現在不明である。まさか、公爵は借地人よりこれら租税も含めて10分の1税を徴収したのであろうか。興味あるがこの点は不明である。ともあれ、この220ポンドを除いても依然として1,500ポンド以上と、さらに公爵自身の10分の1税負担分も残っている。この点はこれ以上追求するのは止めざるをえないが、地主が10分の1税地代負担を代理徴収するだけでなく、それからいくばくかの利益を得ているようである。

おわりに

イギリス土地貴族デヴォンシャー公爵にとりアイランド所領はいかなる意味を持っていたのであろうか。

まず第一に、少なくない大金2万ポンド超の安定的な送金源としての意味である。

今ここにキャナダインが明らかにしたデヴォンシャー公爵の総純収入についての資料がある(表9)。「不動産からの純収入 net estate rental」、「配当」、およびその他雑収入から構成されている。この数字はイギリス側(チャッツワースとロンドン)の資料から算出されたと考えてよい。したがって、ここには、アイランド所領の生み出す純収入のうちで、アイランドで支出されるものは含まれておらず、公爵のロンドン口座への送金だけが含まれているものとい

えよう¹⁵⁾。

アイルランドからの送金が総純収入に占める割合は決して高いとはいえない。特に、ランカシア北部バロウ・イン・ファーニスにおける公爵の鉄道等の事業展開とそこからの配当収入が増大した時期（表示の1874年等）はそうである¹⁶⁾。だが、アイルランド所領がもたらす純収入のうちのロンドン送金だけではあるが、「不動産からの純収入」のうちに占める割合に関していえば決して小さくない。しかも、いわばアイルランドの灰汁をすっかり流し落とした「自由なカネ」=送金にしてそうなのである。アイルランドはロンドンの公爵が自由に用途できる少なくない大金を安定的に供給していたのである。

安定した送金は、アイルランド所領の安定した経営、すなわち、地代（家賃）の確実な徴収、したがって、強い土地所有=地主と借地農（借家人）との「安定」した関係に裏付けされたものである。こうしたアイルランド所領はイ

15) Cannadine, D., *The Landowner as Millionaire: The Finances of the Dukes of Devonshire, c. 1800-c. 1926*, *The Agricultural History Review*, vol. 25, part II, 1977. 表示の「不動産からの純収入 net estate rental」が何から構成されているか示されていない。はたして、それにはアイルランド所領からのロンドン送金だけが含まれているか、あるいは、アイルランド所領が公爵にもたらすその他の純収入、少なくとも公爵がアイルランドのリスマア城に滞在する際の生活費、リスマア城の維持管理費の多くは公爵の純収入と考えてよいが、それらも含まれているのか、不明である。ところで、カナダインの数字はチャッツワース文書 Chatsworth MSS. (ダービッシュ) とカリー文書 Currey MSS. (ロンドン) からのものと考えられ、アイルランドのリスマア文書には依拠していない。したがって、この数字は、公爵の連合王国全体の拠点ダービッシュとロンドン側、つまりイギリス側が集約した純収入であると推定しうる。こうしたことから、上記純収入にはアイルランドからの送金だけが含まれている考えることができる。この点について、阿知羅、前掲論文も参照。

表9 Income on current account of the Duke of Devonshire (£)

	1863年	1874年	1888年
net estate rental	94,456	141,716	106,888
dividends	14,483	169,361	25,084
miscellaneous	224	233	nil
total	109,163	311,310	131,972

出典) Cannadine, D., *The Landowner as Millionaire: The Finances of the Dukes of Devonshire, c.1800-c.1926*, *The Agricultural History Review*, vol. 25, part II, 1977, p. 94.

16) バロウ・イン・ファーニスにおけるデヴォンシャー公爵の事業展開については、阿知羅、同上論文、ならびに「19世紀中葉期イギリスにおける鉄道会社の地域開発と近代都市の形成」〔北見工業大学研究報告〕第22巻第1号、1990年を参照。

ギリス土地貴族デヴォンシア公爵家にとり二つの意味において安全弁の役割を果たすものであった。

一つは、土地所有の安定的な価値実現という優良な資産としての経済的な意味である。この点は二つの側面を持っていた。すでに確認した、年々の安定的なロンドン送金を生み出す資産という側面、これが一つ。もう一つの側面が、土地所有の経済的価値の一挙の実現に関するものである。

1858年、甥のウィリアムが第六代デヴォンシア公爵の跡を、巨額の負債の相続とともに継いだ（すでに相続していた祖父バーリントン伯爵の負債25万ポンドを合わせて100万ポンド）。第七代公爵は巨額の負債をアイランド所領の大規模な売却によって整理しようと考えた。なぜ、アイランド所領なのか、この点は詳らかでない。複数の所領から構成されていたが、リスモア城在住代理人により一括して管理されていたアイランド所領が、本拠イギリスの所領群とは区別された一つのまとまった不動産として、巨額の負債整理に適当なものと考えられたのであろうか。あるいは必ずばりといって、アイランド所領は、本拠イギリスの所領に比べて処分しやすかったのであろうか。この点は今後の検討を待たねばならないが、それまでも肥大化した公爵の負債の整理に迫られた際、絶えずアイランド所領の処分が考慮の対象にのぼせられた事実は指摘されている。

ともあれ、アイランド所領は巨額の負債を整理するために処分されようとした。その限りにおいて、アイランド所領はイギリス土地貴族デヴォンシア公爵家にとり経済的安全弁として位置けられたといつてよい。これが第二に確認できることである。

さて、この第七代公爵によるアイランド所領の大規模な売却処分計画は実行に移されなかった。1858年から59年にかけての、小規模なダンガーヴァン所領とヨール所領の売却に止められた。売却益は約10万ポンドと推定できるが¹⁷⁾、

17) 1858, 59, 60年度の元帳を調べれば所領売却益が判る。迂闊なことに、60年度元帳だけしか筆写していない (Lismore Castle Papers MS. 6947)。それによると、同年度の所領売却益は22,273ポンド

負債100万ポンドの全面的整理は断念されたのである。それにはベッドフォード公爵の忠告、大規模な所領売却処分はデヴォンシャ公爵家の社会的政治的地位を低める、という忠告が影響したとされている¹⁸⁾。

ここで第三に、アイルランド所領がイギリス土地貴族デヴォンシャ公爵にとって、社会的・政治的安全弁としての意味を確認することができる。問題は、大所領一般がもつ意味だけでなく、特殊アイルランド所領がもつ意味である。

さて、デヴォンシャ公爵アイルランド所領における安定した地代(家賃)徴収と、安定したロンドン送金は、なによりも地域における土地独占の産物であった。同時にそれは、土地独占を前提とした地域住民にたいする社会的・政治的支配の産物でもある。所領経営は地域の教育や救済、宗教はいうまでもなく、行政とも深く関係していた。別稿では¹⁹⁾、警察軍や裁判所との密接な関係も明らかとなった。こうした地域の社会的、政治的・軍事的機構との密接な人的・財政的繋がりの上に、地域の地主や大規模農業経営者などの旦那衆＝地域の支配集団を結集していた。デヴォンシャ公爵はこの旦那衆の上に君臨していたのである。

おそらく、ここまではイギリス所領でも同じ事態が見られよう。19世紀後半においてもなお、土地貴族はイギリス各地域のロード Lord なのであった。また地域の支配者が大都会ロンドンの政界、社交界で華やいた活躍をし、したがって、地域の所領が産む収入がロンドンに送金されることも同じであろう。

だが同じ事態であっても、アイルランドにあっては違った意味合いを帯びざるをえなかった。アイルランドの土地と住民に支配者として君臨したのがイギ

ンド強で、全額がロンドンに送金されている。ところで、手許に、1859年に実施されたダンガーヴァンとヨール所領の資産評価調査結果がある。それによると、ダンガーヴァン所領は44,738ポンド強、ヨール所領は55,651ポンド強(60年におこなわれた再調査では63,353ポンド強)と評価されている。この調査は売却のためにおこなわれたものと考えられ、この数字から売却益約10万ポンドと推定した(*Ibid.* MSS. 6175, 6182)。

18) Cannadine, *op. cit.*, 阿知羅, 前掲「19世紀中葉期イギリスにおける大土地所有貴族の企業活動と家産管理」。

19) 前掲拙稿。

リス土地貴族であり、土地と住民の労働の成果＝富が流出するのがダブリンでなくロンドンであった。イギリスによるアイランド支配の核心は、いうまでもなく軍事的支配である。同時に支配の内容の第一は土地支配であった。土地の支配の上に、住民とその労働の支配、したがってその労働の成果の収奪（地代）と支配（イギリス市場めあての生産への特化）、さらには労働力そのものの収奪（移民）、こうした支配構造があった。デヴォンシア公爵に代表されるイギリス土地貴族は、まさにこの支配構造の第一の内容をなす土地支配においてまずイギリスによるアイランド支配を体現していたのである。

このアイランド支配を代表するイギリス土地貴族こそ、われわれがすでに確認したように、イギリス地主階級のなかでも最大規模の土地所有を誇っていて、かれらを中核とするイギリス土地寡頭制が20世紀初頭まで政治・軍事機構に独自の支配的地位を保持してきたこと周知のとおりである。

アイランド所領はマルクスのいうように、イギリス土地貴族にとって、「大きな富の源泉」だけでなく、「最大の精神的力＝アイランド支配を代表するという精神的力」の源泉でもあった。イギリス土地貴族はこの「最大の精神的力」の獲得の上に、イギリス自体における社会的・政治的地位を保持してきた。イギリス土地貴族にとって、アイランド所領は社会的・政治的安全弁、マルクスのいう「保塁」なのであった。